

佐賀県新しい公共支援基金条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十二号

佐賀県新しい公共支援基金条例

(設置)

第一条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体で県民の公益の増進に資する活動を行うものの自立的な運営の支援等（以下「公益的活動団体自立運営支援等」という。）の実施に要する経費の財源に充てるため、佐賀県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、公益的活動団体自立運営支援等に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとができる。

(処分)

第六条 基金は、公益的活動団体自立運営支援等に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。